

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

令和3年11月24日  
飯 能 市

### 1 趣旨

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、0歳から高校3年生相当年齢までの子ども1人当たり10万円相当の給付を行うことが決定されました。

具体的には、子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子どもの分については、国の予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型（申請不要）」で年内に支給を開始するとされたことから、本市においても中学生以下の子どもの分については年内に支給し、それ以外の子どもの分については可能な限り迅速に支給してまいります。

なお、事業の実施にあたっては、飯能市議会に補正予算の議案を提出いたします。

### 2 主な内容

#### (1) 支給対象者 <約7,000人>

支給対象となる児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

（令和3年9月分児童手当（本則給付※）受給者若しくはそれに準ずる対象者）

※ 児童を養育している者の年収が960万円未満

（扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安）

#### (2) 支給対象児童（基準日：令和3年9月30日） <合計約10,950人>

① 0歳から中学生まで（プッシュ型・申請不要） <約8,800人>

② 高校生（原則申請が必要） <約1,900人>

③ 新生児（原則申請が必要） <約250人>

令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童

#### (3) 給付額

対象児童1人につき5万円

#### (4) 支給方法・時期

① 令和3年9月分児童手当（本則給付）の対象児童の支給対象者申請によることなく受給口座に、原則年内に振り込みます。

※ 支給対象者へ令和3年度子育て特別給付金の案内文書一式を発送します。原則として、支給を受けるための申請は不要です。なお、支給を希望しない場合のみ、「受給拒否の届出書」を期日までに提出する必要があります。

## ② 対象児童が高校生、新生児の支給対象者

原則として、市に令和3年度子育て特別給付金の申請を行います。受領した書類を審査し、別途指定した口座に振込手続きを行います。振込は令和4年1月以降を予定しています。

※ 公務員については、各所属庁等が住所地に関わらず該当職員に児童手当を支給しているため、市では市内在住の公務員児童手当受給者を把握していません。支給のための所得判定及び振込口座指定の申請方法等については、国の実施要綱・支給要領の正式決定後に検討する予定です。